和泉情審答申第　３　号
平成１９年 ５ 月２１日

和泉市長　井坂　善行　様

和泉市情報公開審査会
会長　松田　聰子

情報の公開の決定に対する不服申立てについて（答申）

平成１９年３月１５日付け諮問第２号で諮問のありました情報の公開の決定に対する不服申立てについて、次のとおり答申します。

１　審査会の結論

不服申立ての対象公文書について、実施機関が行った非公開の決定は妥当である。

２　異議申立ての内容

和泉市情報公開条例（以下「条例」という。）の規定に基づき、異議申立人が市長に求めた「平成１７年６月２０日以降の和泉市長の固定資産税の納税状況」の情報公開請求について、市長が全部を非公開とする決定を行ったことに対し、非公開決定を取り消して公開することを求めるものである。

３　異議申立人の主張の概略

異議申立人の主張を総合すると、概ね次のとおりである。

(1)　地方自治法の規定により、市長は市を統括し代表すること、事務を管理執行すること、地方税の賦課徴収等の事務を担任することが定められている。これらのことから、地方自治を担う「公人」である。市長の職にある者には、率先して納税義務を履行し、規範を示すことが求められ、納税状況の公開は納税者への説明責任の範疇に含まれる。

(2)　市長は、親族と共有していた資産を和泉市に差し押さえられた事実があり、また２億５千万円の借入金があることも明らかになっている。多くの市民が適正に納税しているか不安を抱いている。これらの状況を見ると、自らの納税について公開し、市民の不安を払拭することが市長の責務である。

(3)　市長の納税情報は、「政治倫理の確立のための和泉市長の資産等の公開に関する条例」（平成７年和泉市条例第１４号。以下「資産公開条例」という。）に基づいて公表が義務付けられている保有資産の情報に関連する情報であり、市民への説明責任と市長個人のプライバシー保護を比較すれば、公開を拒否できるとは考えられない。

(4)　個人情報に対する行政の認識、都合の良い勝手な取扱いは不当であり、個人情報保護条例が市民の知る権利を阻害するものであってはならない。

４　実施機関の主張の概略

実施機関の主張を総合すると、概ね次のとおりである。

(1)　個人の納税に関する情報は、地方税法による守秘義務の対象であり、他人に公表されることがプライバシー侵害に当たる情報として取り扱われている。一般に誰もが他人に知られたくないと望む情報に該当すると認められ、条例第６条第１項第２号に該当し公

開することはできない。

(2)　市長自身の納税は職務上の行為ではなく、個人生活に伴う行為であるから、条例第６条第１項第２号ただし書エには該当しない。

(3)　条例第３条第２項に個人情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をすべきことが規定され、また個人情報保護条例第９条では個人情報の目的外利用、外部提供の制限が規定されていることにもかんがみて、非公開決定は妥当である。

(4)　公人の情報は個人情報であっても公開すべきという主張も考えられるが、条例上は公人と私人の区別はない。また公人に含まれる者の範囲も不明確であり、市長が公人であるから公開するという判断はできない。

(5)　納税に関しては公平性の確保が基本である。悪質な脱税や滞納の事実が明らかで、社会問題となっているときは、納税秩序を保つために公開を要請される場合もあるだろうが、その場合でも慎重な取扱いが求められる。異議申立人は市長の共有資産が和泉市に差し押さえられていたと主張しているが、そのような事実はなく、市長の納税状況を公開すべき特別な事情は存在しない。

5　審査会の判断

当審査会は、本件情報公開請求において実施機関が特定した文書の提出を受け、当該文書の見分を行い審議した結果、以下のように判断する。

(1)　本件情報の内容について

情報公開請求の対象となった「和泉市長の固定資産税の納税状況」に含まれる情報は、課税額、納付額、未納額、納付日、延滞金の有無等であると認められる。これらの情報は、市の機関としての市長が、地方税法に基づき市長個人に課税し、徴収した結果の情報である。したがって、本件情報は市長が条例第２条第１号の実施機関として保有する情報であるが、その一方では、市長個人の個人情報にも該当する情報である。

(2)　条例第６条第１項第２号（個人情報）該当性について

一般的に、特定の個人に係る納税状況の情報は条例第６条第１項第２号に該当し、公開しないことができると認められるものの、異議申立人は市長という立場の特殊性やその他の特別な事情に照らして公開すべきと主張している。

当審査会は、以下の理由により、これら異議申立人の主張を考慮に入れた上でもなお、本件情報が同号に該当すると認めるものである。

ア　「一般に他人に知られたくないと望むことが正当である」情報について

本件情報が条例第６条第１項第２号に該当するかどうかについては、「一般に他人に知られたくないと望むことが正当である」情報かどうかが争点と認められる。そして、その判断に際しては、情報の主体である市長本人が知られたくないと望んでいるかどうかが問題となるのではなく、一般的・平均的な個人の感覚を基準として、知られたくないと望むことが正当かどうかを判断すべきと認められる。

この点について、課税額、納付額、未納額等の情報は、自らの財産や生活の一端を示す情報であり、また他者との比較など本人が望まない形で用いられるおそれもあり、一般的・平均的な個人の感覚をもってすれば「他人に知られたくないと望む」情報に該当し、かつ、それを正当と評価すべきものと認められる。

イ　市長の立場の特殊性について

市長の立場の特殊性として、まず、資産公開条例により固定資産の課税標準額が公表されている事実がある。しかし、これにより課税額が推測できるとしても、納付額、納付日等の情報は公表の対象にはされていない。

また、市長は、職務として自らの権限で自らに課税し、徴収を行うものであるが、そう

であっても、納付については他の納税者と同様に一個人としての行為の側面もある。

したがって、当審査会は、これら市長の立場の特殊性を考慮しても、本件情報が「一般に他人に知られたくないと望むことが正当である」情報に該当すると認めるものである。

ウ　説明責任について

異議申立人は、市長が地方自治を担う「公人」であり、率先して納税義務を履行し、規範を示すことが求められ、納税状況の公開は納税者への説明責任の範疇に含まれると主張する。また、多くの市民が市長の納税に関して疑義を持っているため、公開すべきことを主張している。

この点について、情報公開制度に基づく市の説明責任の範囲は、条例の規定により具体化されているのであって、条例第６条の「公開しないことができる公文書」に該当する情報は、説明責任よりも他の公益を優先させることが認められている情報と解される。

異議申立人の主張は、情報公開制度の実施機関としての説明責任というよりは、政治家としての有権者に対する説明責任を問題にしているのではないかと考えられる。しかし資産公開条例の改正などによって納税状況の公表を義務付けるのであればともかく、現行の情報公開制度の枠組みで当該情報の公開請求を行っても、情報の対象者を問わずに公平な取扱いが求められる本制度の性格上、市長の情報を特別扱いして公開を義務付けるような判断は困難である。

実施機関は、市長本人の意思として本件情報が公になることを避けたいがために非公開としたものではなく、情報公開制度に基づく請求を受けたため、条例に従って判断したと主張しており、当審査会としても、異議申立人による主張は市民感情として理解できる部分がないわけではないが、情報公開制度に基づく公開・非公開の判断に係る主張としては採用できないことから、上記結論に至ったものである。

（参考）情報公開請求・異議申立ての経過

日　　　付	処理内容
平成１９年　2月　2　日	情報公開請求
2月１６日	非公開決定
2月２８日	異議申立て
3月１５日	諮問書の受理
4月２３日	○審査会招集 ・実施機関の意見陳述、質疑応答 ・異議申立人の弁明陳述、質疑応答 ・審議
5月２１日	実施機関への答申